

令和元年第12回農業委員会総会議事録

令和元年12月10日（火）第12回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏			
2番		清原 保	3番		大原 砂利			
5番		谷川内 茂	6番		倉脇 敏弥	7番		眞壁 勲二
8番		神山 順一				10番		久保木 誠
11番		藤本 彰	12番		山田 條一	13番		小田 正廣
14番		奥山 亮				16番		藤澤 和利
17番		仲田 清志						

推進委員 10人

1番		小西 堅	2番		山本 計博	3番		泉 登
4番		溝尾 美恵子	5番		三輪 金樹	6番		長岡 保義
7番		後藤 保夫	8番		井上 光男	9番		鈴江 寛
10番		奥津 忠和						

欠席委員 3人

4番		三上 雄二	9番		川上 憲次	15番		橋本 澄男
----	--	-------	----	--	-------	-----	--	-------

議事	議案第55号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第56号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第57号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第58号	現況証明にかかる現況認定について
	議案第59号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主査	滝口 良樹

（開会時刻 午前9時30分）

滝口主査	<p>ただ今から新見市農業委員会第12回総会を開催致します。本日の出席は25名、欠席が4番三上委員、9番川上委員、15番橋本委員です。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。一日毎に寒さが増していくんですが、11月の初旬頃はだいぶ暖かくて、昼間は半袖でもいいような状況でしたが、12月になって急に寒くなりました。丁度いい時季というんですか、秋の丁度いい時期が少なかったのかなと思っております。季節が容赦なく寒さに向かっていきます。体調管理には十分気をつけて、職務に頑張っていたきたいと思えます。さて、先般の高知への視察研修は大変ご苦勞様でした。新規就農サポートハウスは方法としては、新規就農者に意義あるものだと思います。また、本山町農業公社のスマート農業や接ぎ木農法という話もありましたが、「土佐ジロー」の小松社長然りですが、やっぱり結局はやる気の程度の問題かなと。やる気がなかったらやれん、というようなことを感じました。また、他の地域で農地転用で金が絡む不正がまたあったようです。当委員会では疑いを持たれるような行為、判断がないように注意していただきますようよろしくお願い致します。もう12月で今回が今年の最後の総会となりますが、健康で良いお年をお迎えいただきますようよろしくお願い致します。また来年1月お会いして、おいしいお酒を一緒に飲みましょう。それでは本日もよろしくお願い致します。</p>
滝口主査	<p>続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は13番小田委員に先導をお願いします。</p>
小田委員	<p>「農業委員会憲章」の先導</p>
滝口主査	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長お願い致します。</p>
会 長	<p>恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日、議事録署名委員は11番藤本委員、12番山田委員にお願い致します。 続いて日程2「議事」に入ります。 議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、農地法第3条の申請が6件ありました。1番ですが、場所は足立、</p>

確認を11月21日に行いました。現況地目は田6筆、移動理由は贈与、契約の種類は所有権移転で、作物は水稲、作業従事者は1名です。農地法第3条第2項各号の状況ですが、第1号、譲受人は保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるので、該当致しません。第2号ですが、譲受人は個人であり該当致しません。第3号も、信託ではないので該当致しません。第4号ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるので、該当致しません。第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えているので該当致しません。第6号ですが、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり転貸には当たらないため、該当致しません。第7号ですが、高齢で耕作できないため、親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

大原委員

確認を12月6日、橋本委員、仲田委員、井上委員、4名で確認しております。場所は●●●●●●の北隣。この6筆すべて北隣にあります。最近この譲受人のお父様が亡くなられて、名義がお母さんになっているんですけど、そういう関係で名義を変えておこうかということです。あとは事務局の説明の通りです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続いて、議案第55号

2番の議案について事務局の説明をお願いします。

小川局長

2番ですが、場所は大佐小阪部、確認を11月21日に行いました。現況地目は田6筆、移動理由は売買による所有権移転で、作物はピオーネ、作業従事者は3名です。価格は記載の通りです。農地法第3条第2項各号の状況ですが、第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えているので該当致しません。第7号ですが、譲受人が現在耕作している農地の近隣の申請地を、このたび譲受人の希望で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。第1号から第4号、第6号についても該当致しません。譲受人は平成29年10月に申請地の近隣の農地を取得し、ピオーネ栽培を手がけております。現在譲受人が経営している会社の都合で、住民票を奈良県へ移しておりますが、奈良県と新見市を頻りに往復し、耕作している状況です。このたびピオーネ栽培を拡大する計画を立て、申請地を譲り受けるものであり、また、労働力は本人と息子二人で、家族の強い協力と耕作意欲を持って農業経営に従事するものです。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

久保木委員

確認日が12月4日、山田委員、後藤推進委員、申請者、4人で行いました。場所は県道大佐千屋線、大佐方向から4kmほど行きますと●●という集落があります。その集落の県道をずっと菅生方向へ行きますと、お茶畑が左下側に2枚あります。そのお茶畑を挟んで東側に●●●●ー●、●●●●ー●、●●●●ー●、西側が●●●●、●●●●、●●●●とありました。取得をした後にはぶどう栽培をするということです。この方は高齢でございますが会社の代表者ということで、ピーク時には従業員も5～6人連れて、現在もそこの地区の空き部屋を購入されて、そこへ住まいをされてピオーネを栽培しております。問題はないと思います。よろしくをお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第 5 5 号 2 番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続きまして、議案第 5 5 号 3 番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3 番ですが、場所は神郷下神代、確認を 1 1 月 2 1 日に行いました。現況地目は田畑 5 筆です。移動理由は売買による所有権移転で、作物は野菜・水稻、作業従事者は 3 名で、価格は記載の通りです。農地法第 3 条第 2 項各号の状況ですが、第 5 号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積 2 0 a を超えているので該当致しません。第 7 号ですが、遠方に住んでいて耕作ができないため、近隣の譲受人へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。第 1 号から第 4 号、第 6 号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、近隣住民への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>確認日を 1 2 月 6 日、橋本委員、大原委員、井上委員と行っております。場所ですが 1 8 2 号線●●●●●●●●●●を哲西方面に 4 0 m ほど行って、左斜め下に下りる道があるんですが、●●という地区になります。これは本日 1 5 ページ利用権設定中途解約 3 番に出てくるんですが、中途解約では 4,134 m²となっておりますが、新たに畑を 2 筆買うようにしまして 4,368 m²となっております。全然問題がないと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続いて、議案第55号4番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	4番ですが、場所は神郷高瀬、確認を11月21日に行いました。現況地目は田1筆で、移動理由は売買による所有権移転で、作物は水稲、作業従事者は1名で、価格は記載の通りです。農地法第3条第2項各号の状況ですが、第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えているので該当致しません。第7号ですが、譲受人がこのたび遠方に転出することにより耕作ができなくなることから、近隣の譲受人へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。第1号から第4号、第6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、地元住民へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
大原委員	本日、担当委員の橋本委員がお休みなので、代理でやらせていただきます。12月6日、現地確認を橋本委員、仲田委員、井上委員と4名で行っております。場所は神郷高瀬、●●●●というのがあるんですが、すぐ●●●●の北隣に、この1,174㎡の田んぼがあります。あとは事務局の説明通り間違いのないと思いますのでよろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号4番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続いて、議案第55号5番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5番ですが、場所は哲多町矢戸、確認を11月20日に行いました。現況地目は田1筆で、移動理由は売買による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は3名で、価格は記載の通りです。農地法第3条第2項各号の状況ですが、第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えているので該当致しません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作ができないため、地元の譲受人へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。第1号から第4号、第6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	12月6日、川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は●●●●●●から西へ100mほどの所です。譲受人の方がこの田んぼを頼まれて、今までも長いこと耕作されており、このたび正式に所有権を移転したということでした。よろしくをお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号5番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続いて、議案第55号6番の議案について事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>6番ですが、場所は哲西町大野部、確認を11月21日に行いました。現況地目は田畑5筆です。移動理由は売買による所有権移転です。作物は水稲、野菜、作業従事者は2名、価格は記載の通りです。農地法第3条第2項各号の状況ですが、第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えているので該当致しません。第7号ですが、譲渡人は遠方に住んでおり、譲受人がこのたび譲渡人の実家を購入し移住することに伴い、併せて農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当致しません。第1号から第4号、第6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力なども問題なく、面積要件も満たしていること、また、地元住民へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
谷川内委員	<p>確認日を12月6日、三上委員、奥津委員、3名で行っております。場所は、●●●●●●から哲西東城線約3km位行った所の道路すぐの道、右上の所です。さきほど言われたように、この譲受人の家も買われて、入植されるということで問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号6番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。続きまして、議案第56号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、第4条の申請は3件です。1番の場所は唐松、確認を11月21日に行いました。現況地目は畑、転用目的は駐車場、転用理由は現在、自</p>

	<p>宅に駐車場がないため、申請地を駐車場、カーポートとして利用したいというものです。工事期間は許可日から令和2年3月31日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、譲受人の自宅に駐車場がないため、申請地をカーポート型の駐車場として利用しようとするもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、すべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>12月5日に逸見会長、三輪委員と私の3人で現地を確認しております。場所は唐松の●●地区から市道唐松山根線へ、●●へ入ってからすぐ左手へ約150mほど行った右手の場所で、自宅がすぐその上にあります。別に問題はないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第56号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて、議案第56号農地法第4条2番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番の場所は草間、確認を11月27日に行いました。現況地目は畑2筆、転用目的は進入路、転用理由は現在、申請人の息子の住宅への進入路が第三者の私有地のため、このたび申請地を進入路として利用しようとするものです。工事期間は許可日から令和2年2月29日です。この申請地は、農振農用地から除外したもので、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。このたび、宅地に息子の住宅を建築しましたが進入路が第三者の私有地であるため当該申請地を進入路として利用しようとするもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防</p>

	<p>除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りで、すべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
神山委員	<p>12月6日に藤本委員、長岡委員と確認しております。場所は●●●●の北東の辺りになるんですけども、●●部落という部落があるんですが、その中心部の公会堂から200m位南に行った場所になります。問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第56号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当と致します。続いて、議案第56号農地法第4条3番について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番の場所は下熊谷、確認を11月1日に行いました。現況地目は畑、転用目的は墓地、転用理由は令和元年9月集中豪雨により、現在の墓地の法面が崩壊し危険な状態にあり、また場所が高い所にあるため、このたび自宅近くの申請地に墓地を移転するものです。工事期間は令和2年3月1日から令和2年5月31日です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。令和元年9月の集中豪雨により、現在の墓地の法面が崩壊し危険な状態にあり、また場所が自宅から高い所に位置し参拝等に不便なため、自宅近くの便利で安全な場所に移転しようとするもので、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで、すべて自己資金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

	<p>が、期間が空いたため新規の契約となります。9番、10番も同じ人同士の再契約なのですが、●●●●●●●●が法人として、契約が今回から初めてでしたので新規となっております。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願い致します。</p>
小西委員	<p>1番の確認日が12月5日、谷岡委員と現地確認しました。場所は県道新見勝山線の●●●●●●という部落があるんですけど、それを●●方面へ抜ける道があるんですけど、それを抜けて350m位入った川沿いの田んぼであります。今はもう畑のような格好になってまして、ピオーネかなんか作るような話を聞いたんですけど、すでに耕運されておりました。以上です。よろしくお願いします。</p>
長岡委員	<p>2番、3番を続けて行きます。確認日は12月5日、藤本委員と2番、3番行いました。2番の場所は、●●●●●●の入口から東へ300m程度行った所の県道沿いの農地です。借受人は新規就農者の方で、来春3月で丸4年位になる方です。この貸付人の農地は農地パトロールでもAランクになっていて、イノシシが出てかなり荒らしているような状態の土地でした。どなたか借りて耕作できる方がおられれば良いなと思って調査をしたところです。3番は、場所は●●という所なんですけど、●●●●●●という●●●●●●がありまして、そこから北西に100m位の直線距離はある農地です。これは中間管理機構が仲立ちで契約になっておりますが、耕作者はもうすでに15年近くこの農地を耕作しているということで、このたび契約が中間管理機構から耕作者が借受人にというような契約になりました。</p>
後藤委員	<p>4番の確認を12月7日に行いました。場所は、新見勝山線沿いに消防の大佐分署があるんですけど、それから大井野の方にちょっと行きますとすぐの所に●●という集落があります。その中にある農地です。よろしくお願いします。</p>
井上委員	<p>現地は12月6日に確認しました。仲田委員、大原委員、橋本委員、3名で確認しました。場所は前回11回のときのすぐ隣、神郷支局から大佐方面へ1km程行った、前回の11回のときの●●さんのすぐ隣の3筆です。以上よろしくお願いします。</p>
奥津委員	<p>6番から10番まで確認日が12月6日、谷川内委員、三上委員と私で行きました。6番は182号線●●●●●●から約300mの所を踏切を渡</p>

	<p>って斜め100m、またその十字路を100m程右へ行った所の道下2枚です。特に問題はありません。7番は同じく●●●●●から東城方面に500m行った所の線路を挟んですぐ、線路の横です。8番は、●●●●●182号線を東城方面に約200m位行った右側と左側、右側が3枚で左側が5枚ありました。9番は●●●●●から新見方面に300m位行った道沿い2枚です。10番は182号線●●●●●から東城方面に500m位行った所を、右に●●●●●という所の地区へ300m位行って、十字路を左に100m行った左側に4筆ありました。全部問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第57号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が4件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり、問題ないと思われます。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明はありますか。</p> <p>(ありません。)</p>
会 長	<p>補足説明がありませんので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問等ございませんので、議案第57号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第58号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は2件ありました。1番の場所は哲多町本郷、現況地目は宅地、理由は昭和40年頃より住宅敷地への進入路として利用しているというものです。確認を11月20日に行いました。2番の場所は哲西町上神代、確認を11月11日に行いました。現況地目は宅地、原野、雑種地、公衆用道路、6筆です。理由は昭和60年頃より、2筆は宅地として利用しており、1筆は原野、1筆は公衆用道路、2筆は雑種地となっているというものです。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	1番は12月6日に川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は●●●●から西へ500m程行った所です。記載の通り進入路になっていました。
谷川内委員	今日三上委員は欠席なので私が説明します。2番は確認日が12月6日、場所は180号線、今●●●●と言わないのですが、●●さんがあった所の周りで、大体裏へ川があるんですけどその周りで、高速道路に行った所へ1筆あります。これは農地としては到底無理だということを3人で話しました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号1番、2番について認定に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、認定と致します。続きまして、議案第59号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	このたび、空き家バンクに登録されていた物件について県外から申込が

	ありまして、これに付随した農地もありましたので別段の面積の設定を申請したものです。場所は正田字●●●地内、畑1筆382㎡で、本市で設定している0.1a(10㎡)以上に当てはまるものです。今回この案件が決定しましたら、農地法第3条の申請が提出される予定です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	12月5日に逸見会長、三輪委員と私の3人で現地を確認しました。場所は正田の●●という所なんですけど、ちょっとわかりにくいんですけど、●●●●●●●の●●●●の所の上側になります。あの中腹くらい。ちょうど道べりのすぐ左側でこの畑もちょうど家の裏になります。現地を確認してまいりました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第59号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請のとおり決定と致します。 10:30まで暫時休憩と致します。(10:20~10:30)
会 長	時間がまいりましたので再開致します。報告事項をお願いします。農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は1件ありました。場所は神郷油野、確認を11月21日に行いました。現況地目は畑、転用目的はKDDI(a u)携帯電話無線基地局の新設です。転用理由は当該地域の携帯電話サービスの向上を図るというもので、賃貸借権の設定、工事期間は令和2年1月15日から令和2年3月31日です。
会 長	この件について関係地区委員の確認報告をお願いします。
大原委員	12月6日、橋本委員、仲田委員、井上委員と4名で現地を確認してま

	<p>いました。場所は市道吉田柳原線の間辺りに●●●●があるんですが、その●●●●の事務所から北へ10m位の所でした。確認してきました。</p>
会 長	<p>続いて完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>完了届が7件出ています。1番が馬塚地内、農地改良で嵩上げ等による転用の完了。2番が草間地内、農地法第4条、進入路への一時転用の完了。3番が土橋地内、農地法第5条、資材置場への転用の完了。4番が菅生地内、農地法施行規則第29条、農道への転用の完了。5番が哲多町矢戸地内、農地法施行規則第53条、携帯電話無線基地局への転用の完了。6番が大佐永富地内、農地法第5条、露天駐車場への転用の完了。7番が哲西町上神代地内、農地法施行規則第53条、携帯電話無線基地局への転用の完了となっています。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より確認日と補足説明があればお願い致します。順次1番からお願いします。</p>
眞壁委員	<p>1番は12月8日に泉推進委員と調査しました。問題なくきちんと出来上がっております。</p>
神山委員	<p>2番は12月6日に確認しています。一時転用ということで、作土を入れて現況の畑に戻されておりました。</p>
藤本委員	<p>3番は12月10日、現地を見ました。3分の1程資材を置いておりました。防草シートを張っておりました。</p>
谷岡代理	<p>4番は確認日が12月5日、申請通りきれいにできておりました。</p>
奥山委員	<p>5番は12月6日、川上委員、鈴江委員と確認しました。ちゃんと完成してました。</p>
久保木委員	<p>6番は12月4日、確認を致しました。きれいに碎石が撒かれて申請通りできておりました。</p>
谷川内委員	<p>7番は三上委員が欠席なので私が行います。12月6日、アンテナができておりました。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。続いて、利用権設定中途解約について</p>

人の●●●●●●●●●●が許可条件に従って●●●●への転用行為を履行しているということを確認をしておりますので、●●●●●●●●●●のほうには審査請求を行うだけの利益がなく不適合ということで、却下ということに決定致しました。

竹村次長

続いて、連絡とお願いを5件程させていただきます。まずお手元に農地利用意向調査についてという文書を配布しております。今週中には皆さんが利用状況調査を行った結果に基づいて、こういった意向調査をさせていただこうと思っております。来年1月31日(金)を締切としてお送りします。これは該当が農地が○からAランクになった所の方にお送りさせていただきます。対象が341筆で172件送付をさせていただこうと思っております。該当があった所の委員さんについては名簿をお渡ししますので、その文書の中に「場所が特定できない場合は農業委員会事務局または地元の農業委員へお尋ねください」と書かせていただいておりますので、ひょっとすると何か問い合わせがあるかもしれませんので、またお答えをお願いしたいと思います。続いて手帳ですが、これもお手元に2020年の農業委員会の手帳を配付しております。7月に改選がありますので、表紙をめくった所の証明は今のお持ちのものと差し替えて使用していただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。次に、これもお手元に丸写という判子が押してある、農業委員会組織による令和元年台風第19号災害義援金の募集についてという、岡山県農業会議から文書をお配りしております。今年の19号の台風の災害義援金として、岡山県としても昨年平成30年7月豪雨の際に全国の農業委員会から義援金をいただいておりますので、そういった意味でも今年岡山県農業会議として義援金を募集しているということです。皆さんの積立金から一口千円ということで義援金をいただきたいのでご了承いただけたらと思います。よろしく申し上げます。次に11月の視察研修の決算報告の紙もお配りしております。あと1点、来年の1月の総会ですが夜は新年会を開催させていただきます。また案内の文書を送らせていただきます。総会の前には記念写真を撮ります。開会前に記念写真を撮影しますので3時00分位にはお越しください。3階の大会議室となっておりますのでよろしく申し上げます。

小川局長

もう1点すみません。今お配りをしております資料の中に、令和2年度農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の改選についてという、参考という資料をお配りしております。来年の令和2年の7月19日で任期が満了となります。従いまして、その改選のスケジュールにつきましておまかにまとめたものをお配りしております。来年の1月ですが、早速ですが募集の周知ということで1月の市報、それからホームページ、また情報連絡ということで公にすることによって予定をしております。募集自体は

	<p>2月に入ってということで、申し込みのほうは2月から受付ということになります。3月で一応締め切った段階で定数に満たない場合は、期間延長となりまして、最終的な結果を3月中には発表という形になります。農業委員さん、それから推進委員さん、それぞれおられますので定数のほうは今回変わらず、農業委員さんが18名、農地利用最適化推進委員さんが10名の合計28名ということになります。選出の範囲は、農業委員さんのほうは市内全域、その内半数が認定農業者でなければならないということと、あと利害関係のない方が1名以上ということになります。農地利用最適化推進委員さんは別表の区域を単位としてということですが、また募集要項等に記載することとしています。おおまかなスケジュールをご紹介させていただきましたのでご承知方よろしくお願ひします。</p>
滝口主査	<p>次回の総会ですが、1月17日（金）午後3時30分からですが、写真等の撮影がございますので、午後3時00分にこの南庁舎3階大会議室へ集合ください。</p> <p>2月以降の予定ですが、2月14日（金）午前9時30分からでよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>他に何か皆さんからご意見、ご質問はございませんか。他にないようでしたら谷岡代理に閉会の挨拶をお願いします。</p>
谷岡代理	<p>（閉会挨拶）</p>
<p>（閉会時刻 午前11時00分）</p>	